

一般社団法人弘前青年会議所

運営規程

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人弘前青年会議所（以下「本会議所」という。）の定款に基づき、本会議所の運営の原則を定め、その円滑化を図ることを目的とする。

(会議)

第2条 本会議所は、その目的を達成するために、次の会議を開催する。

- (1) 総会
 - (2) 理事会
- 2 本会議所は、法令に定めるもののほかに、必要に応じて次の会議を開催する。
- (1) 常任理事会
 - (2) 委員会

(役員職務)

第3条 本会議所の役員は、定款に定める事項のほかに次の職務を有する。

- (1) 理事長
イ. 本会議所の代表として対外的な発言をし、全ての事業の総括責任をもつ。
 - (2) 理事
イ. 理事は、本会議所の目的達成のために、事業を企画、検討、実施し、且つその成果を確認して、報告書を理事長に提出する。
 - (3) 監事
イ. 監事は、本会議所の業務及び財産状況を監査し、必要ある時は理事長に報告書を提出しなければならない。
- 2 前項第2号の理事の中から、次の役職を与え、本会議所の目的達成のために職務を負うものとする。
- (1) 副理事長
イ. 理事長を補佐し、当該年度の職務分掌に定める職務を遂行する。又、必要に応じて理事長の代理を務める。
 - (2) 専務理事
イ. 理事長を補佐し、当該年度の職務分掌に定める職務を遂行する。又、総務、財政及び事務局を統括する。
 - (3) 常任理事
イ. 担当委員会を活発且つ円滑な活動を行うための助言並びに連絡調整を行う。
 - (4) 事務局長
イ. 専務理事を補佐し、事務局を管理する。
 - (5) 委員長

イ. 当該委員会に属する会員を統括し、本会議所の目的達成のために事業を企画、検討、実施、且つその報告を理事会に提出する。

(6) その他

イ. 上記(1)～(5)以外の役職は、当該年度の職務分掌に定める。

(理事会)

第5条 理事会に関する事項は、本会議所定款に定めるもののほかに、次の通りとする。

- 2 正会員は理事会に出席することができる。但し、議決権及び発言権は有さないが、意見を求められた場合のみ発言することができる。
- 3 正会員以外は、理事長が認めた場合、理事会に出席することができる。但し、議決権及び発言権は有さないが、意見を求められた場合のみ発言することができる。
- 4 議案提出者は、理事構成者とする。又、資料は会議5日前までに、電磁的方法により提出する。その他、資料が必要な場合は議案提出者が必要部数を用意しなければならない。
- 5 前項で提出された資料を取りまとめ、会議3日前までに理事会構成者に電磁的方法により提出しなければならない。

(理事会の運営)

第6条 理事会の議事の運営は、理事会議事運営細則に定める。

(常任理事会議)

第7条 常任理事会議に関する事項は、次の通りとする。

- 2 常任理事会議は、原則として月1回開催することができる。
- 3 構成者は、委員長を除く理事及び監事とする。
- 4 常任理事会議では、以下のことを行う。
 - (1) 議案提出者から提出された、理事会に上程される議案に関する協議
 - (2) その他、本会議所の運営に関する重要な事項

(委員会)

第8条 委員会に関する事項は、本会議所定款に定めるもののほかに、次の通りとする。

- 2 委員会は、原則として毎月1回以上開催する。
- 3 構成者は、委員長1名、副委員長1名以上、運営幹事及び委員を若干名置くことができる。
- 4 委員長は、必要に応じて正会員の中から次の者を指名することができる。
 - (1) 委員長を補佐し、委員長事故がある時は、その職務を代行する副委員長
 - (2) 会務の運営上の事項を補佐する運営幹事
- 5 委員会では、以下のことを行う。
 - (1) 本会議所の目的達成に必要な事項に関する協議

(特別委員会)

第9条 特別委員会に関する事項は、本会議所定款に定めるもののほかに、次の通りとする。

- 2 本会議所は、特別に必要な事由が生じた時に、理事会の決議により、事由に応じた委員会を設置することができる。

- 3 特別委員会の名称、業務及び構成員は理事会で決定する。
- 4 委員長は、理事長若しくは理事長が正会員の中から指名し、理事会の承認を得た者がこれにあたる。
- 5 理事会は、特別委員会に対し一定の事項の処理を委託することができる。尚、委託事項に関しては、理事会で決定する。
- 6 特別委員会の運営は、本規程第8条に準ずるものとする。

(委員会の設置)

第10条 定款第49条に基づき、本会議所の事業の企画実行のため、委員会を設置する。

- 2 各委員会、共通の職務分掌は、次の通りとする。
 - (1) 定款及び諸規程の内容を厳守
 - (2) 国内外の各種大会、事業、行事及びセミナー等への参加
 - (3) 例会・委員会出席率100%達成のための手法の調査、研究及び実施
 - (4) 会員拡大に関する業務
 - (5) 理事長諮問に関する業務
 - (6) 各事業への協力及び参加
- 3 委員会毎の職務分掌は、理事会で決議する。

(計画決定)

第11条 委員会の事業計画及び事業実施計画については、理事会において決議する。

- 2 委員会は、理事会の承認なくして対外活動及び他団体との事業の提携をしてはならない。

(例会)

第12条 例会に関する事項は、本会議所定款に定めるもののほかに、次の通りとする。

- 2 例会は、原則として毎月7日に開催する。但し、開催日に関しては理事会の承認をもって設定するものであり、必ずしも原則にとられるものではない。

(事務局)

第13条 事務局に関する事項は、本会議所定款に定めるもののほかに、次の通りとする。

- 2 事務局には、事務局員を置くことができる。
- 3 事務局員は、理事会の承認を得て、理事長が任命する。
- 4 事務局員の給料等は、理事長が理事会の承認を得るものとする。

(褒賞)

第14条 本会議所における褒賞は、青年会議所運動に顕著な功績のあった委員合、会員に対して、理事会の決議により表彰することができる。尚、褒賞の方法等については、その都度理事会で決定する。

- 2 その他、功績が認められた者は褒賞する。

(細則)

第15条 本規程の施行に関する細則は、理事会の決議をもって定める。

附 則

- 1 本規程は令和4年12月16日より施行する。(令和4年8月23日理事会決議)